

## 入会金及び年会費に関する規程（改定）

当法人は、定款第13条第5項の規定に基づき、会員が納入する入会金及び年会費に関する規程（以下「本規程」という。）を次の通り定める。

### （入会金）

第1条 会員は、第11条の入会申込が承認されたときは、別に定める期日までに、次の入会金を当法人に納入しなければならない。

入会金 10,000円

- 2 第1項の規定にかかわらず、定款第10条第1項に定める住所又は事務所の移転に伴って、他の会員会に入会し直すときは、附則第6条に基づき免除する。
- 3 納入された入会金は返還しないものとする。

### （年会費）

第2条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

ただし、会計年度の途中に入会承認を得た会員の年会費は、その年度に限り、別表の通りとする。

年会費 25,000円

- 2 会員が、当法人の会計年度の途中に退会した場合においても、既に納入した年会費は返還しない。
- 3 年会費の納入の方法及び時期は、理事会決議による。

### （日管連登録料）

第3条 定款第13条第2項に定める日管連登録料及び納入方法については、「日管連登録マンション管理士の登録規程」の定めるところによるものとする。

- 2 前項の規定に拘わらず、平成27年8月30日（日管連定款施行日の前日）における当法人会員の日管連登録料は免除される。

### （本規程の改廃）

第4条 本規程の改定又は廃止は、理事会決議によって決定する。

### （本規程の発効）

第5条 本規程は、平成27年3月1日から発効する。

- 2 本改定規程は、平成29年3月6日から発効する。

以上

【別 表】

1. 第2条第1項関係

当法人設立2年目以降の会計年度の途中に入会承認される会員が納入する年会費

入会承認月	年会費	
1月～4月	25,000円	
5月～8月	18,750円	(75%)
9月～10月	12,500円	(50%)
11月～12月	6,250円	(25%)